

## 5 福祉手当・共済制度

一定の障害状態にある方は、福祉手当の受給や共済制度の加入などが可能になる場合があります。

### 障害児福祉手当

制 度	重度障害のため、日常的に特別な介護が必要な 20 歳未満の児童に手当が支給されます。													
対象者	在宅で生活している 20 歳未満の児童であり、重度の障害がある方 (下記「認定基準」参照)													
■ 認定基準 (その他条件もあるため、詳しくはお問い合わせください。)														
障害区分	認定基準													
視覚障害	両眼視力和 0.02 以下													
聴覚障害	両耳音声識別不可 (補聴器使用) 及び両耳聴力 100db 以上													
肢体不自由	両上肢著障、両下肢全廃、体幹座位不可 等													
内部障害	自己周辺の日常生活が極度に制限される程度													
精神・知的障害	日常生活常時介護、最重度 (知能指数 20 以下) 等													
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児福祉手当認定請求書</li> <li>・ 同意書</li> <li>・ 障害児福祉手当 (福祉手当) 所得状況届</li> <li>・ 印鑑 (認め可)</li> <li>・ 医師の診断書 (障害部位によって様式が異なります。)</li> <li>・ 障害者手帳 (お持ちの方のみ)</li> <li>・ 手当振込用通帳 (本人名義)</li> </ul> ※ 申請後、ご自宅まで伺い、聞き取り調査を行います。													
手当の支給	以下のとおり、年 4 回、支給前月の 3 か月分をまとめて支給します。 手当額については、毎年改定の可能性があるため、お問い合わせください。 <table border="1" data-bbox="411 1339 1254 1554"> <thead> <tr> <th>対象月</th> <th>支給月日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月～4月</td> <td>5月10日</td> <td rowspan="4">日曜日、土曜日、祝日等の場合は、その直前の日曜日等ではない日</td> </tr> <tr> <td>5月～7月</td> <td>8月10日</td> </tr> <tr> <td>8月～10月</td> <td>11月10日</td> </tr> <tr> <td>11月～1月</td> <td>2月10日</td> </tr> </tbody> </table> ※ 支給前月に民生委員による入院調査を行います。 施設入所等の確認後、在宅である方に対し、支給します。		対象月	支給月日	備 考	2月～4月	5月10日	日曜日、土曜日、祝日等の場合は、その直前の日曜日等ではない日	5月～7月	8月10日	8月～10月	11月10日	11月～1月	2月10日
対象月	支給月日	備 考												
2月～4月	5月10日	日曜日、土曜日、祝日等の場合は、その直前の日曜日等ではない日												
5月～7月	8月10日													
8月～10月	11月10日													
11月～1月	2月10日													
現況届	毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日の間に、受給者本人及び配偶者、扶養義務者の前年の所得状況を届け出る必要があります。提出がない場合、手当を受けられない場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請書類</li> <li>・ 特別障害者等現況届</li> <li>・ 同意書</li> <li>・ 障害児福祉手当 (福祉手当) 所得状況届</li> <li>・ 印鑑 (認め可)</li> </ul>													
留意事項	施設入所 (施設によって異なります) や 3 か月を超える入院が発生した場合、手当を受けられない場合があります。													
受付・問い合わせ先	垂水市福祉課障害福祉係 (0994-32-1111 内線 127)													

## 5 福祉手当・共済制度

### 特別障害者手当

制 度	重度障害のため、日常的に特別な介護が必要な 20 歳以上の方に手当が支給されます。														
対象者	在宅で生活している 20 歳以上の方であり、重度の障害がある方 (下記「認定基準」参照)														
■ 認定基準 (その他条件もあるため、詳しくはお問い合わせください。)															
障害区分	認定基準														
視覚障害	両眼視力和 0.04 以下 等														
聴覚障害	両耳聴力 100db 以上 等														
肢体不自由	両上肢著障、両下肢著障、体幹座位不可 等														
内部障害	自己身の日常生活が極度に制限される程度														
特定疾患等	常時安静、就床安静度表 2 度以上 等														
精神・知的障害	日常生活能力 10 点以上、最重度 (知能指数 20 以下) 等														
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者手当認定請求書</li> <li>・同意書</li> <li>・特別障害者手当所得状況届</li> <li>・印鑑 (認め可)</li> <li>・医師の診断書 (障害部位によって様式が異なります。)</li> <li>・年金証書及び年金額が分かるもの (振込通知ハガキ・年金が振り込まれる通帳等)</li> <li>・障害者手帳 (お持ちの方のみ)</li> <li>・手当振込用通帳 (本人名義)</li> </ul> ※ 申請後、ご自宅まで伺い、聞き取り調査を行います。														
手当の支給	以下のとおり、年 4 回、支給前月の 3 か月分をまとめて支給します。 手当額については、毎年改定の可能性があるため、お問い合わせください。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>対象月</th> <th>支給月日</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 月～4 月</td> <td>5 月 10 日</td> <td rowspan="4">日曜日、土曜日、祝日等の場合は、その直前の日曜日等ではない日</td> </tr> <tr> <td>5 月～7 月</td> <td>8 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>8 月～10 月</td> <td>11 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>11 月～1 月</td> <td>2 月 10 日</td> </tr> </tbody> </table> ※ 支給前月に民生委員による入院調査を行います。 施設入所等の確認後、在宅である方に対し、支給します。			対象月	支給月日	備考	2 月～4 月	5 月 10 日	日曜日、土曜日、祝日等の場合は、その直前の日曜日等ではない日	5 月～7 月	8 月 10 日	8 月～10 月	11 月 10 日	11 月～1 月	2 月 10 日
対象月	支給月日	備考													
2 月～4 月	5 月 10 日	日曜日、土曜日、祝日等の場合は、その直前の日曜日等ではない日													
5 月～7 月	8 月 10 日														
8 月～10 月	11 月 10 日														
11 月～1 月	2 月 10 日														
現況届	毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日の間に、受給者本人及び配偶者、扶養義務者の前年の所得状況を届け出る必要があります。提出がない場合、手当を受けられない場合があります。 ■ 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別障害者等現況届</li> <li>・同意書</li> <li>・特別障害者手当所得状況届</li> <li>・印鑑 (認め可)</li> <li>・年金証書及び年金額が分かるもの (振込通知ハガキ・年金が振り込まれる通帳等)</li> </ul>														
留意事項	施設入所 (施設によって異なります) や 3 か月を超える入院が発生した場合、手当を受けられない場合があります。														
受付・問い合わせ先	垂水市福祉課障害福祉係 (0994-32-1111 内線 127)														

## 5 福祉手当・共済制度

### 心身障害者扶養共済制度

<b>制 度</b>	障害のある方を扶養されている方が生存中に掛金を支払うことで、扶養者が死亡または重度の障害者となった場合、残された障害のある方に終身年金が支給されます。													
<b>対象者</b>	次のいずれかの障害者を扶養している 65 歳未満の方 ① 身体障害者手帳 3 級以上をお持ちの方 ② 療育手帳をお持ちの方 ③ 身体または精神に上記と同程度の永続的な障害のある方													
<b>掛 金</b>	加入時の年齢などによって掛金額を決定します。(掛金の減額や免除制度あり)													
<b>年金額</b>	一口加入者：月額 20,000 円 二口加入者：月額 40,000 円													
<b>申請書類</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者扶養共済制度加入等申込書</li> <li>・加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票</li> <li>・申込者（被保険者）告知書</li> <li>・年金管理者指定届書</li> <li>・障害証明書</li> <li>・障害者手帳（お持ちの方のみ）</li> </ul>													
<b>現況届</b>	毎年 5 月頃、現況届と住民票の写しを提出していただく必要があります。提出がない場合、提出を受けるまでの間、年金が差し止められる場合があります。 <b>■ 提出書類</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給権者現況報告書</li> <li>・年金受給権者（障害者）の住民票（個人番号の記載のないもの）の写し</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul>													
<b>各種届出</b>	次のような場合、届出が必要です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">各種届出</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">加入者死亡・重度障害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者等死亡・重度障害届書</li> <li>・年金支給請求書</li> <li>・年金（脱退一時金・弔慰金）の振込口座届</li> <li>・印鑑（認め可）</li> <li>・加入者の住民票</li> <li>・障害者及び年金管理者の住民票</li> <li>・加入者の死亡診断書または障害診断書</li> <li>・年金振込用通帳（本人名義）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害者死亡</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弔慰金支給請求書</li> <li>・加入者の住民票</li> <li>・障害者の住民票</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住所・氏名の変更</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者等氏名・住所変更届書</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年金管理者の変更</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金管理者変更届書</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年金証書の紛失・損傷</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証書再交付申請書</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		各種届出	必要書類	加入者死亡・重度障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者等死亡・重度障害届書</li> <li>・年金支給請求書</li> <li>・年金（脱退一時金・弔慰金）の振込口座届</li> <li>・印鑑（認め可）</li> <li>・加入者の住民票</li> <li>・障害者及び年金管理者の住民票</li> <li>・加入者の死亡診断書または障害診断書</li> <li>・年金振込用通帳（本人名義）</li> </ul>	障害者死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弔慰金支給請求書</li> <li>・加入者の住民票</li> <li>・障害者の住民票</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul>	住所・氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者等氏名・住所変更届書</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul>	年金管理者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金管理者変更届書</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul>	年金証書の紛失・損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証書再交付申請書</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul>
各種届出	必要書類													
加入者死亡・重度障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者等死亡・重度障害届書</li> <li>・年金支給請求書</li> <li>・年金（脱退一時金・弔慰金）の振込口座届</li> <li>・印鑑（認め可）</li> <li>・加入者の住民票</li> <li>・障害者及び年金管理者の住民票</li> <li>・加入者の死亡診断書または障害診断書</li> <li>・年金振込用通帳（本人名義）</li> </ul>													
障害者死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弔慰金支給請求書</li> <li>・加入者の住民票</li> <li>・障害者の住民票</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul>													
住所・氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者等氏名・住所変更届書</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul>													
年金管理者の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金管理者変更届書</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul>													
年金証書の紛失・損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証書再交付申請書</li> <li>・印鑑（認め可）</li> </ul>													
<b>受付・問い合わせ先</b>	垂水市福祉課障害福祉係（0994-32-1111 内線 127）													